

## 総務常任委員会 視察研修報告

## 文教厚生常任委員会 視察研修報告

(期間) 8月19日～21日  
(目的及び視察地)

①ICTを活用した安心・元気な町づくり事業について  
(三重県玉城町)

②防災対策アクションプログラムを取り組み状況について  
(和歌山県田辺市)

づくりに取り組んでいる。

② 防災対策における自主防災組織との連携について  
和歌山県田辺市では、

平成23年12号台風により大きな被害を受け防災行政メール、フリーダイヤルによる

①オンデマンド交通の運行状況  
三重県玉城町は人口約

1万5千人の町であり高齢化率21・8%であるため福祉バスを2台、路線数は3ルート、1日19便、年間利用者数は、約2万7千人、年間予算は約1千万で、生活交通、生涯交通の役割を果たし予約制の乗り合いバス多数のバス停を設置、インターネット・携帯電話・タッチパネル・スマートフォンによる予約ICTを活用した安心・元気な町

整備、また4～5件単位で班を結成し電話を用いて安否を確認するシステムを構築防災意識の向上を図るため、10名以上で構成されるグループを対象とした勉強会を開催するなど啓発活動を実施している。

テレフォンガイドを実施、自治会217のうち202の自治防災組織を結成、災害弱者への対応として集落2、3自治単位での連絡体制を強固なものにし、支援者運搬用のリヤカーを自主防災組織で



▲和歌山県田辺市役所での研修状況

(期間) 7月31日～  
8月2日

(目的及び視察先)

①市民交流センター事業 (静岡県御殿場市)  
②フードバレー (食によるまちづくり) 推進事業  
(静岡県富士宮市)

③健康マイレージ事業  
(静岡県藤枝市)

①御殿場市民交流センター「ふじざくら」事業

国の防衛施設周辺まちづくり補助金を活用して、老朽化した老人福祉センター、児童館、社協などの機能を集約した世代交流複合施設。個人、団体、乳幼児から高齢者、障がい者まで活発に活用され大変参考になった。

②豊富な食資源を生かしたまちづくり

6次産業の推進、大学との連携、都市間交流、

中学生レシピ、富士宮ブランドの商標権取得による知的財産支援事業、特に富士宮やきそばにより地域経済への波及効果は大。市民が主体となり、行政が黒子となって活動された好例を研修した。

③ふじえだ健康マイレージ (ポイント) 事業  
健康とお得をマッチングさせ、楽しみながら健康づくりができる新しい仕組み。県とも協働し、事業所や店舗の協力で地域産業の活性化と健康行動に生かしている。



▲静岡県藤枝市役所にて

# 産業建設常任委員会 視察研修報告

(期間) 8月19日～21日  
(目的及び視察地)

6次産業化の取組事例

①食堂を併設した直売所で地産地消を推進

(三重県多気郡)

②加工・直売・レストラン

(奈良県葛城市)

①農業直売所「スマイル」

生産者の要望を受け、既存の直売所に加え、平成21年に「スマイル多気居」を開設、1日3回のメールで個々の会員生産者に販売状況を配信するなど生産者自身が出荷量を調整するシステムを整備、食堂「自然の味処すまいる」を併設し食材を供給することで地産地消を推進、食材の70%以上地元産使用、営業時間は11時～14時。

②株式会社農業法人當麻の家

平成7年度から地域女性



▲株式会社農業法人當麻の家での研修風景

性グループによる地場農産物の加工、販売、レストラン運営、体験農業、地域観光資源との連携等を展開され、2億4千2百万(平成22年)レストランでは「けはや御膳」

地場産旬野菜と地鶏をメインに使った日替りメニュー等地元産地消にこだわった料理を提供し好評を得ている。

## 決算審査特別委員会を開催



9月30日から10月11日まで、上瀧政登委員長をはじめ9名の委員で平成25年度決算審査を行いました。

平成25年度決算審査

特別委員会名簿

(委員 9名)

委員長 上瀧 政登  
副委員長 中島 正樹

西 正博

光岡 実

富永 正樹

樋渡 利光

江島佐知子

市丸 典夫

堤 克彦

## 7月12日 全員協議会を開催しました

— J A ビバレッジ工場跡地について、執行部より経過の説明を受けた —

昭和35年7月25日、佐賀県と小城町が元県養蚕指導所の土地、建物等の売買契約を締結。同年12月9日、企業誘致を目的として、佐賀県園芸農業協同組合連合会(以下園芸連と記す。)と町有地無償貸与契約を締結。用途指定、権利譲渡禁止、貸与地の返還条項あり。12月10日、建物について、園芸連と町有財産無償譲渡契約を締結。用途指定、権利譲渡禁止、譲渡物件返還条項あり。昭和50年6月24日、小城町議会において「町有財産土地処分について」議決。提案理由として、財産を適正な対価なくしてこれを譲渡する場合は、議会の議決を必要とする。(地方自治法第96条) 昭和50年8月5日、園芸連と土地譲与契約を締結。返還条項あり。同年9月6日、園芸連に所有権移転登記。平成24年3月21日、ジュース工場閉鎖。平成25年4月8日、J A ビバレッジ佐賀より「地元医療機関から土地譲渡について」打診があつて、「報告を受ける。所有権と返還条項について、弁護士に依頼。返事として、係争の余地はない。和解が妥当との報告を受けた。」